

議案第10号 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

1. 改正する条例

交野市職員の退職手当に関する条例

2. 条例改正の目的

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）の成立により、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）等の一部が改正された。これに伴い、規定を整備し、所要の改正を行う。

3. 条例改正の主な内容

雇用保険法における就業手当の廃止及び地域延長給付の延長に伴い、所要の文言修正を行う。

※就業手当とは、失業保険の受給資格者が、雇用期間1年未満等不安定な仕事に就職した場合等、一定の要件に該当する就職をした時に支給される手当のことをいう。

※地域延長給付とは、倒産や解雇等による離職者のうち、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた失業保険の受給資格者は、所定給付日数分の支給終了後、給付日数が延長される制度のことをいう。

4. 施行期日

令和7年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

	議案の 件名	議案第10号 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他 ()	
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
この改正は、退職手当に係る就業手当等に関する事項について、改正を行うことを目的とする。		この改正については、府下他市町村についても概ね実施予定である。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
雇用保険法等の一部改正により、国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことに伴い、必要な措置を講ずるもの。		退職手当に関して適正に措置を行うことができる。			
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
雇用保険法等の一部改正により、国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことに伴い、国に準じて、規定を整備し、所要の文言修正の改正を行う。		まちづくりの目標	目 標	—	
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	
		施策	施 策	その他	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
〈市民参加の状況〉		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
		〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（新旧対照表等）	

交野市職員の退職手当に関する条例（昭和47年条例第19号）新旧対照表

新	旧
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>職業_____に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u> <u>_____日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の</u> <u>支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係</u></p>

新	旧
<p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>10 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内</p>	<p><u>る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>10 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内</p>

新	旧
<p>に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p>	<p>に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p>